

豊島区環境基本条例の一部改正について

1 施行期日

令和5年4月1日

2 改正内容

	改正内容
前文	<ul style="list-style-type: none">○ 私たちが先人から受け継いだ快適で恵み豊かな豊島区、そして地球環境は、<u>未来に生きる区民とも分かち合う貴重な財産です。</u>(新規)○ <u>平成27年(2015年)には国際連合総会において持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、環境・経済・社会の持続可能性が連環し、危機的な地球環境を変革する対策が求められています。</u> <u>このような中、豊島区は、令和32年(2050年)までに脱炭素社会を実現するため、令和3年に、ゼロカーボンシティを目指すことを表明しました。</u>○ <u>一人ひとりの小さな力を結集して環境への負荷の低減、さらには温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け積極的に行動しなければなりません。</u>○ <u>誰もが幸せを実感でき、未来の世代へも継承することができる、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会を実現するため、この条例を制定します。</u> (下線部追加)
(定義) 第2条	<ul style="list-style-type: none">○ <u>脱炭素社会</u> 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。(第4号追加)
(基本理念) 第3条	<ul style="list-style-type: none">○ <u>環境の保全は、区、事業者及び区民が自らの課題として捉え、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。</u> (下線部追加)○ <u>区における令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現に向けた取組は、区、事業者及び区民が協働して行わなければならない。</u> (第4項追加)
(区の責務) 第4条	<ul style="list-style-type: none">○ <u>区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、率先して、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>(下線部追加)

<p>(事業者の責務) 第5条</p>	<p>○ 事業者は、事業活動を行うに当たっては、<u>資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等、環境への負荷の低減</u>に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(下線部追加)</p>
<p>(区民の責務) 第6条</p>	<p>○ 区民は、日常生活において<u>資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等、環境への負荷の低減</u>に努めるとともに、公害の防止に努めなければならない。(下線部追加)</p>